



福県医発第2524号(地)

平成23年3月18日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

在宅医療における患者紹介等について
及び特別訪問看護指示書の交付について

厚生労働省においては、最近、在宅医療を行う保険医療機関が、在宅医療を要すると考えられる者が多く入居する集合住宅等を所有又は管理している民間事業者及び当該事業者と特定の関係のある事業者との間で、患者の紹介に係る有償契約を結び、当該事業者から集中的に患者の紹介を受けているとの情報が寄せられており、こうした行為については、保険医療機関の選択に係る患者の行動を制限するおそれがある等、望ましくない場合があることが懸念されております。

また、一部の地域においては、在宅医療（特に、経管栄養）を要する要介護者だけを入居させるアパートにおいて、医師が一律に訪問看護ステーションに対し、当該入居者の特別訪問看護指示書を交付し、本来であれば介護保険の限度額を超えて自己負担となる費用を医療保険で請求しているとの報道がなされております。

こうした状況を踏まえ、今般、厚生労働省保険局医療課より関係機関に対し、別添の通知が発出された旨、日本医師会より連絡が参りましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

(保 223)

平成23年2月25日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

在宅医療における患者紹介等について
及び特別訪問看護指示書の交付について

厚生労働省においては、最近、在宅医療を行う保険医療機関が、在宅医療を要すると考えられる者が多く入居する集合住宅等を所有又は管理している民間事業者及び当該事業者と特定の関係のある事業者との間で、患者の紹介に係る有償契約を結び、当該事業者から集中的に患者の紹介を受けているとの情報が寄せられており、こうした行為については、保険医療機関の選択に係る患者の行動を制限するおそれがある等、望ましくない場合があることが懸念されております。

また、一部の地域においては、在宅医療（特に、経管栄養）を要する要介護者だけを入居させるアパートにおいて、医師が一律に訪問看護ステーションに対し、当該入居者の特別訪問看護指示書を交付し、本来であれば介護保険の限度額を超えて自己負担となる費用を医療保険で請求しているとの報道がなされております。

こうした状況を踏まえ、今般、厚生労働省保険局医療課より関係機関に対し、別添のような内容で通知が発出されておりますので、ご連絡申し上げます。

(添付資料)

- ・在宅医療における患者紹介等について
(平 23. 2. 15 厚生労働省保険局医療課事務連絡)
- ・特別訪問看護指示書の交付について
(平 23. 2. 15 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

事 務 連 絡
平成23年 2 月 15 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

在宅医療における患者紹介等について

最近、在宅医療を行う保険医療機関が、在宅医療を要すると考えられる者が多く入居する集合住宅等を所有又は管理している民間事業者及び当該事業者と特定の関係のある事業者との間で、患者の紹介に係る有償契約を結び、当該事業者から集中的に患者の紹介を受けているとの情報が寄せられているところです。

こうした行為については、患者が保険医療機関を選択する際に、当該事業者により一定の制限が行われるおそれがあり、また、不必要な往診を行う等の過剰な診療を惹起する原因となる可能性があること等から、望ましくない場合があると考えております。

各地方厚生(支)局におかれましては、患者の選択を制限するおそれがあると考えられる事案、又は過剰な診療を惹起するおそれがあると考えられる事案を把握されました場合には本省医療課企画法令第一係までご連絡いただくとともに、本事務連絡の内容を保険医療機関へ周知する等の対応をよろしくお願いいたします。

なお、本事務連絡については、(社)日本医師会、(社)日本歯科医師会及び(社)日本薬剤師会にも送付済であることを念のため申し添えます。

事 務 連 絡
平成 23 年 2 月 15 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

特別訪問看護指示書の交付について

最近、愛知県、岐阜県で在宅医療（特に、経管栄養）を要する要介護者だけを入居させるアパートにおいて、医師が一律に訪問看護ステーションに対し、当該入居者の特別訪問看護指示書を交付し、本来であれば介護保険の限度額を超えて自己負担となる費用を医療保険で請求していることが報道されたところです。

特別訪問看護指示書については、医師が診療に基づき、一時的に頻回に訪問看護が必要だと判断した場合に交付すべきものであり、恒常的かつ機械的に交付する場合など、望ましくない場合があるものと考えております。

各地方厚生(支)局におかれましては、このような実態を注視し、同様のケースのおそれがあると考えられる事案を把握されました場合には本省医療課企画法令第一係までご連絡いただくとともに、本事務連絡の内容を各種指導等の機会を捉まえて保険医療機関へ周知する等の対応をよろしくお願いいたします。

なお、本事務連絡については、(社)日本医師会、(社)日本看護協会、(財)日本訪問看護振興財団及び(社)全国訪問看護事業協会にも送付済であることを念のため申し添えます。